

特別養護老人ホーム ファミーユ (ユニット型) 重要事項説明書

施設の概要

施設の種類	介護老人福祉施設 (平成 27 年 7 月 1 日指定 長崎県第 2905 号)
施設の目的	老人福祉法・介護保険法の趣旨と目的及び基本理念に基づき、身体上又は精神上著しい障害のため、常時介護を必要とする要介護者を入所させ、入浴、排泄、食事等の介護、機能訓練、健康の管理、療養上の世話といった日常生活上必要なサービスを提供することを目的とします。
施設の名称	特別養護老人ホーム ファミーユ
施設所在地	長崎県佐世保市権常寺町 1400 番地
電話番号	0956-59-5111 (代表)
施設長氏名	藤井正寛
施設の運営方針	利用者様一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、それぞれのユニットに設けられる共同生活室において、利用者様が相互に社会的関係を築きながら自らの能力に応じ自立的で健康な日常生活を営むことを支援します。
開設年月日	平成 27 年 7 月 1 日
利用定員	50 名 (1 ユニット 10 名×5 ユニット)

居室等の概要

居室 (1 階・2 階・3 階)	50 室 (1 ユニット 10 室×5 ユニット)
浴室 (1 階・2 階・3 階)	個浴槽 (2 ヶ所)・特殊浴槽 (4 ヶ所)
医務室	1 室
サービスステーション	5 室
共同生活室 (ユニット毎)	5 室
リハビリルーム	1 室
コミュニティホール	1 室 (4 階)
入所事務相談室	1 室
ファミリールーム	2 室

職員の配置状況

職種	配置職員数(指定基準)
管理者（施設長）	1
医師	1（嘱託医）
生活相談員	1
介護職員	ユニットに日中1名以上配置(看護、介護職員配置基準による3:1を下回らない職員)
看護職員	2以上
機能訓練指導員	1
介護支援専門員	1
管理栄養士・栄養士	1
栄養科調理員	4
事務職員	1

※職員（非常勤含む）の配置については、指定基準を遵守しています。

※配置職員数は常勤換算後の人数です。

職員の勤務体制

職種	勤務体制
介護職員	早出 7:00～16:00
	準早 8:00～17:00
	日勤 8:50～18:00
	遅出 12:10～21:10
その他の職員	夜勤 21:00～ 8:00
	日勤 8:50～18:00（一か月に公休9日）

入所について

- ・当施設の入所判定委員会で入所が決定した場合、当施設と契約のうえ入居することができます。契約期間は介護保険の認定期間と同じとしますが、引き続き要介護認定を受け、利用者様又はご家族から退所(契約終了)の申し出がない場合は、自動的に更新されるものとします。
- ・ご希望があれば、かかりつけ医を当施設の嘱託医に変更することができます。

○当施設入居に際しての留意事項

事項	内容
面会	面会時間 10:00～19:00 上記時間以外の面会についてはご相談ください。

外出・外泊	前日までに届け書に必要事項を記入していただき、施設へ提出していただきます。
喫煙	施設内は全館禁煙となっております
飲酒	原則として、飲酒はお断りしております。
所持品の持ち込み	持ち込みの整理タンスに収納できる範囲でお願いします。
施設外の受診	利用者様やご家族のご希望により、嘱託医師・協力病院の医師以外の医療機関を受診する場合は、ご家族での対応をお願いします。その際、診療結果、処方薬等については職員にお申し出ください。
金銭・貴重品の管理	原則として利用者様の責任において管理していただきます。必要以上の金銭・貴重品の持ち込みについてはご遠慮ください。
宗教・政治活動	当施設内での宗教活動や政治活動はできません。
ペット	ペット類の持込みはお断りします。
飲食物の差し入れ	衛生管理・健康上のことがありますので職員にお尋ねください。

当施設が提供するサービスと利用料金

当施設が提供するサービス及び利用料金には、下記の2種類があります。

①介護保険の給付対象となるサービス並びに居室及び食費に係る自己負担額
②介護保険の給付対象とならないサービス(個人サービス費)

① 介護保険の給付対象となるサービス

介護保険の給付対象となる以下のサービスについては、費用の1～3割の自己負担金をいただきます。

○介護

各ユニットにおいて利用者様が相互に社会的関係を築きながら自らの能力に応じ自立的で健康な日常生活を営むことを支援します。

離床、着替え、整容、排泄等の介護を適切に行うものとします。

入浴又は清拭を週2回ほど行います。寝たきりの状態であっても、特殊浴槽を使用して入浴することができます。

○食事

当施設では、栄養士(管理栄養士)の立てる献立により、栄養並びに利用者様の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者様の

自立支援のため、離床してユニットの共同生活室にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食 8:00～(10:00)

昼食 12:00～(14:00)

夕食 17:00～(19:00) ※15:00におやつをご用意します。

○機能訓練

機能訓練指導員による利用者様の状況に適合した機能訓練を行い、日常生活を営むのに必要な機能を維持し、またはその減退を防止するよう努めます。

○社会生活上の便宜の提供

1)余暇活動の支援

- ・利用者様の嗜好に応じた趣味、教養、娯楽に係る活動の機会を提供します。
- ・敬老会・クリスマス会・新年会・カラオケ等の行事を行います。

2)行政手続等の代行

- ・利用者様が日常生活を営む上で必要となる行政機関等への手続きが、利用者様又はその家族で行えず、手続きの代行を希望されるときは、その旨をお申し出ください。(交通費は利用者様の負担になります)
- ・介護保険の認定更新の申請を援助します。
- ・利用者様の依頼により日常生活に関わる費用(医療費・薬代・買い物等)の支払いを立て替えることができます。(立替を行った場合は、速やかに精算をしていただきます。)

3)預り金の管理

原則として、利用者様又はそのご家族に金銭管理等をしていただきますが、利用者様又はそのご家族が金銭管理等を行うことが困難な場合、同意を得た上で金銭管理等の代行(有料)を受託します。

預り金管理料は、月3,000円で、月途中の入退所であっても、定額の支払いとなります。(現金のみのお預かり管理料は1,500円です。)

金銭管理等の対象となるものは、年金の受取、自己負担金の支払い、医療費・日用品の支払い等です。高額な預金管理や株・不動産等の資産管理は、原則的にお引き受けできませんので、ご了承ください。

4)家族・地域との交流・その他

- ・当施設が実施する行事のご案内をいたします。
- ・各種行事、日常生活の援助等、様々な活動においてボランティアのご協力をいただきます。また、ボランティアの受付も常時行います。
- ・近隣小中学校等の総合教育や福祉及び栄養専門職の学習の場として、当施設を積極的に提供します。
- ・選挙時は、当施設内にて期日前投票を行います。

- ・自然災害発生時に備え、被害を未然にあるいは最小限にとどめることを目的とし、隣接の養護老人ホームソレイユ及び近隣の町内会と、災害時の相互援助協定を締結しています。

②介護保険の対象とならないサービス

以下のサービスは、介護保険の給付対象とはなりませんので、所定の個人サービス費（自己負担）を支払っていただきます。

- 理美容サービス カット 1,900 円
- 行事食 通常の食費に 500 円の追加料金

<サービス利用料金>

別紙の料金表により、利用者様の要介護度及び負担段階に応じたサービス利用料金をお支払ください。

<支払い方法>

ご利用月分を翌月 10 日までに請求し、毎月 20 日に口座振替により引き落としさせていただきます。これによりがたい場合は、事前にご相談に応じます。

※お支払いが遅れますと施設の運営に支障をきたしますので、引き落とし日の前に口座残高をご確認ください。お支払いが 1 か月以上遅れた場合は、再請求・督促など、利用者様及びご家族にご迷惑をおかけすることにもなりますので、ご注意ください。

退所(契約終了)について

- ・利用者様は、いつでも申し出ることにより当施設との契約を解除することができます。
- ・施設は、次の事由に該当する場合、利用者様に対して文書で通知することにより、利用者様との契約を解除することができます。

- 1)利用者様のサービス利用料金の支払が、正当な理由なく 1 か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、1 ヶ月以内に支払われない場合
- 2)利用者様が病院等に入院し、明らかに 3 か月以内に退院できる見込みがない場合、又は入院後 3 か月を経過しても退院できないことが明らかになった場合
- 3)利用者様が、施設や施設職員又は他の入居者に対して、施設との契約を継続し難いほどの背信行為を行い、その状態が改善されない場合

- ・利用者様が、要介護認定の更新で、非該当・要支援 1・要支援 2と認定された場合、有効期限の満了をもって施設との契約は終了します。
- ・利用者様が、要介護認定の更新で、要介護 1・要介護 2と認定された場合についても、原則、有効期限の満了をもって施設との契約は終了します

が、国が定める特例入所の要件に該当する場合に限り、継続して入居していただくことができます。

・次の事由に該当した場合は、施設との契約は自動的に終了します。

- 1)利用者様が他の介護保険施設に入所した場合
- 2)利用者様が死亡した場合
- 3)やむを得ない事情により当施設を閉鎖する場合

退所時の援助

利用者様との契約の終了により退所される際には、利用者様及びそのご家族の希望により、施設は利用者様の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な、以下の援助を速やかに行います。

- 1)適切な病院もしくは診療所、又は介護老人保健施設等への紹介
- 2)居宅介護支援事業所の紹介
- 3)その他保健医療サービス又は福祉事業サービス提供者への紹介

サービス提供記録の保存と情報開示

施設はサービス提供に関する記録を作成し、これを契約終了後 5 年間保存します。その記録は当施設にてあらかじめ登録をされたご家族のみ、平日の指定時間 (10:00~16:00) 内に閲覧できます。事前に閲覧の予約を入れてください。

秘密保持の遵守

- 施設及び全ての職員は、サービスを提供する上で知り得た利用者様及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、施設との契約が終了した後も継続します。
 - 個人情報については、法人の運営する各事業が提供するサービスを適正かつ円滑に提供するために必要な範囲内で情報を収集し、各事業責任者のもとに保管するとともに、利用目的に沿った利用を行います。
- なお、下記の場合に情報提供を行うことがありますので、ご了承ください。

①施設内部での利用

- ・利用者様等に提供する施設サービス、介護保険事務、施設サービスに係る運營業務のうち、
 - 1)入退居、提供サービスの管理
 - 2)会計・経理
 - 3)事故等の報告
 - 4)施設サービスや業務の維持向上
 - 5)施設サービス提供職員の連携
 - 6)当施設内における学生等への実習の協力

②外部への提供

- ・利用者様等に提供する介護サービスのうち、
 - 1)利用者様等に対して提供するサービスの推進、質の向上のための検討（サービス推進担当者会議等）、照会の回答
 - 2)利用者様の疾病治療や健康維持のため、主治医等医師への連絡及び健康記録・生活提供記録
 - 3)ご家族様への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち、
 - 1)審査支払機関へのレセプト等の提出
 - 2)審査支払機関又は保険者からの照会の回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等
- ・個人情報保護法第23条第1項第1号から第4号に該当する場合
※以下、個人情報保護法より抜粋

第二十三条 個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

- 一 法令に基づく場合
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- 四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

緊急時の対応

利用者様の容態に重大な変化があった場合は、協力医療機関もしくは利用者様のかかりつけ医等へ必要な措置を講じる他、登録の緊急連絡先へも連絡いたします。

嘱託医	梶田医院
協力病院名	西海病院（診療内科・精神科）
	田中医院（皮膚科）
	オオツ歯科クリニック

非常災害時の対応

非常時の対応	ファミリーユ「防災計画」により対応します。
防火管理者	施設長 藤井正寛
防災訓練	隔月に1回防災訓練を実施します。
防災設備	自動火災通報装置・非常時放送設備・スプリンクラー・地震時のエレベーターの緊急停止等

サービス内容に関する相談・苦情窓口

(1)当施設内における苦情の窓口

苦情受付窓口(担当者)	連絡先	受付時間
ケアマネージャー ・相談員他	0956-59-5111(代表)	月曜日～金曜日 9：00～17：00

苦情受付担当者

【氏名】藤井 雅邦

【連絡先】0956 - 59 - 5111

【職名】生活相談員

【氏名】大浦 幸世

【職名】介護支援専門員（ケアマネージャー）

【連絡先】0956 - 59 - 5111

虐待防止担当者

【氏名】金子 みさ代

【職名】介護科統括科長

【連絡先】0956 - 59 - 5111

苦情解決責任者

【氏名】藤井 正寛

【職名】理事長

【連絡先】0956 - 59 - 5111

第三者委員

【氏名】木竹正典

【職名】木竹ライフデザイン事務所

【連絡先】0956 - 23 - 8330

【氏名】関戸房光

【職名】福祉施設 ゆずの里 施設長

【連絡先】0956 - 46-0505

(2)行政機関その他苦情受付機関

苦情受付窓口	連絡先	受付時間
佐世保市長寿社会課	0956-24-1111(代表)	月曜日～金曜日 9：00～17：00
長崎県国民健康保険団体連合会 介護保険課	095-826-1599	月曜日～金曜日 9：00～17：00
長崎県社会福祉協議会 運営適正化委員会	095-842-6410	月曜日～金曜日 9：00～17：00

経営法人の概要

- (1)法人名 社会福祉法人 豊寿会
- (2)法人所在地 長崎県佐世保市赤崎町 1042 番地
- (3)電話番号 0956-28-1616
- (4)代表者氏名 藤井正寛
- (5)法人設立認可 昭和 51 年 5 月

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

所在地 佐世保市権常寺町 1400 番地

名称 特別養護老人ホーム ファミーユ

代表者 社会福祉法人 豊寿会
理事長 藤井 正寛

説明者 _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

<利用者（契約者）様のお名前>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<代理人様のお名前>

住 所 _____

氏 名 _____ 印